

小田原市要綱第17号

小田原市家庭的保育事業等指導監査実施要綱を次のように定める。

令和 3年 1月 21日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市家庭的保育事業等指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の17の規定に基づき、家庭的保育事業等に対して実施する指導監査について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法の例による。

(指導監査の対象)

第3条 指導監査の対象は、次に掲げる事業とする。

- (1) 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
- (2) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- (3) 法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業
- (4) 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

(指導監査の方針)

第4条 指導監査は、児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について（平成27年12月24日付け雇時発1224第2号）の内容に留意しつつ、本市における家庭的保育事業等の運営の実情を踏まえ、重点的かつ効率的に実施するものとする。

2 指導監査の実施に当たっては、あらかじめ当該年度の実施計画を定めるものとする。

(指導監査の体制)

第5条 指導監査の実施体制は、2人以上の職員をもって編成するものとする。

(指導監査事項)

第6条 指導監査は、次に掲げる事項について実施するものとする。

- (1) 事業所の運営状況
- (2) 利用者の処遇状況
- (3) その他必要な事項

2 指導監査における公平性を確保するため、監査の評価事項及び評価区分等を内容とする指導監査基準を別に定める。

(指導監査の種別)

第7条 指導監査の種別は、一般指導監査及び特別指導監査とする。

(一般指導監査の実施方法等)

第8条 一般指導監査は、小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年小田原市条例第47号）に定められた基準の遵守に関し、毎年1回実地により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前年度の指導監査結果等から良好に運営されていることが認められる場合は、実地による検査を2年に1回とすることができるものとする。ただし、実地による検査をしない年であっても、指導監査資料等の提出を求めるものとする。

3 前2号の規定に、必要と認める場合は、随時に実地により検査する。

4 事業所の運営状況等に関して、幹部及び関係職員からの説明を求め、関係書類等について検査する。

（特別指導監査の実施方法等）

第9条 特別指導監査は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合に、特定の事項について重点的に実施するものとし、実地により行うものとする。

(1) 通報、苦情、相談等に基づく情報により、具体的な事業運営の不正若しくは著しい不当を把握することができ、又は違反が疑われる蓋然性があると認められる場合

(2) 正当な理由がなく、一般指導監査を拒否又は誠実に応じなかった場合

(3) 一般指導監査における指摘事項について、度重なる指摘にもかかわらず、改善が認められない状況が続いた場合

（実施通知）

第10条 指導監査の実施に当たっては、次に掲げる事項を当該事業者に対し、原則として指導監査を実施する日の1月前までに家庭的保育事業等指導監査の実施（様式第1号）により通知するものとする。

ただし、特別指導監査を実施する場合、その他指導監査の実施を必要と認められる場合においては、この限りでない。

(1) 指導監査の根拠規定

(2) 指導監査の対象施設

(3) 指導監査の実施日時及び場所

(4) 指導監査の担当職員

(5) 事前に提出する資料及び提出期日

(6) 当日に準備すべき書類等

(7) その他必要な事項

（指導監査の結果の通知等）

第11条 指導監査を実施した職員は、指導監査の終了後、その結果について講評を行うものとする。

2 特に指摘すべき事項等がない場合は、家庭的保育事業等指導監査の結果（様式第2号）にてその旨を通知する。

3 指導監査基準には該当しないが、保育の内容及び質等の向上のために改善されることが望ましいなど、軽微な指導や助言が必要と判断される事項がある場合は、現地において直接改善方法を指示するものとする。

- 4 指導監査基準における評価区分について助言事項に該当する助言事項に該当する事項がある場合は、現地において直接改善方法を指示するものとする。
- 5 指導監査基準における評価区分について口頭指摘事項に該当する項目がある場合は、当該事項を口頭指摘事項として家庭的保育事業等指導監査の結果（様式第3号）により通知し、速やかに改善措置を講じるよう指導する。
- 6 前項の口頭指摘事項については、事業者の自主的な改善を指導するものとし、改善内容の報告は求めないものとする。
- 7 次の場合は、当該事項を文書指摘事項として様式第3条により通知し、期限を定めて改善内容の報告を家庭的保育事業等指導監査指摘事項に関する改善（様式第4号）に家庭的保育事業等指導監査指摘事項等改善報告書を添えて行うよう求めるものとする。
 - ア 指導監査基準における評価区分に文書指摘事項に該当する項目がある場合
 - イ 前年度の口頭指摘事項に対して改善のための必要な措置が講じられていない場合
 - ウ その他児童の処遇や事業の運営に関して重大な問題があると市長が特に認める場合
- 8 法令等に対する著しい違反がある場合又は前項に規定する文書指摘事項に対して改善のための必要な措置が講じられていない場合は、当該事項について期限を定めて改善を勧告し、その旨を家庭的保育事業等指導監査の結果（様式第5号）により通知し、速やかに改善措置を講ずるよう指導する。
- 9 前項の改善の確認は、当該事業者から様式第3号による報告を受け、必要に応じて当該事業所の実地にて検査を実施することにより行うものとする。
- 10 法令等に対する著しい違反がある場合又は正当な理由がなく前号の規定による家庭的保育事業等指導監査指摘事項に関する改善勧告に従わず、かつ児童福祉に有害であると認められる場合は、当該事項について期限を定めて改善を命令し、その旨を様式第5号により通知し、速やかに改善措置を講じるよう指導する。前項の改善の確認は、当該事業者から様式第3号による報告を受け、必要に応じて当該事業所の実地にて検査を実施することにより行う。
- 12 法令に対する著しい違反がある場合又は前号の規定による命令に従わず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められる場合、期限又は解除の条件を定めて事業の制限又は停止を命令し、その旨を家庭的保育事業等の制限又は停止（様式第6号）により通知する。
- 13 前項の改善の確認は、当該事業者から様式第4号による報告を受け、必要に応じて当該事業所の実地にて検査を実施することにより行うものとする。
- 14 第10項の改善命令又は第12項の事業制限命令若しくは事業停止命令（以下「処分等」という。）を行おうとする場合は、指導監査の実施後、当該処分等の対象予定の事業者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行う。
- 15 市長は、当該年度の監査結果について家庭的保育事業等指導監査結果（様式第7号）を作成し、本市のホームページ等で公開するものとする。
（関係機関への情報提供）

第12条 指導監査の結果及び改善状況等については、必要に応じて関係機関に情報提供するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年 4月 1日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

年 月 日

様

小田原市長

印

年度家庭的保育事業等指導監査の実施について（通知）

児童福祉法第34条の17の規定に基づき、次のとおり指導監査を実施しますので通知します。指導監査に際しましては、事前に提出していただく資料、指導監査実施日当日に準備をしていただく書類がありますので、御協力をお願いします。

また、指導監査実施日における関係職員の出席について御配慮をお願いします。

- 1 指導監査対象施設
- 2 実施日時及び場所
- 3 担当職員
- 4 事前に提出する資料及び提出期限
- 5 当日に準備すべき書類等
- 6 その他必要な事項

（事務担当： ）

様式第2号（第11条関係）

年 月 日

様

小田原市長

印

年度家庭的保育事業等指導監査の結果について（通知）

児童福祉法第34条の17の規定に基づき、次のとおり実施した指導監査の結果、指摘事項はありませんでした。

- 1 監査対象施設
- 2 指導監査の方法
- 3 実施日

（事務担当： ）

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

様

小田原市長

印

年度家庭的保育事業等指導監査の結果について（通知）

児童福祉法第34条の17の規定に基づき次のとおり実施した指導監査の結果、改善を要する事項がありましたので、必要な措置を講ずるよう通知します。

1 当該指導監査について

実施年月日	
対象施設	
指導監査の種別	

2 指導監査の結果について

該当の有無	指導監査結果の区分
<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	別紙のとおり文書指摘事項がありましたので、速やかに改善措置を講じてください。また、改善した内容について、本通知から60日以内に様式第4号にて報告してください。
<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	別紙のとおり口頭指摘事項がありましたので、速やかに改善措置を講じてください。

（事務担当： ）

別紙

年度家庭的保育事業等指導監査指摘事項等

対 象 施 設	
指導監査実施日	

結果の区分	改善を要する事項	根拠法令

(事務担当：)

様式第4号（第11条関係）

小田原市長

様

法人名

代表者名

施設名

施設長名

年度家庭的保育事業等指導監査指摘事項に関する改善について（報告）

年 月 日付けで通知のありました改善報告を要する指摘事項について、家庭的保育事業等指導監査指摘事項等改善報告書に關係書類等を添えて提出します。

別紙

年度家庭的保育事業等指導監査指摘事項等改善報告書

法人名

施設名

指摘事項	改善内容

年 月 日

様

小田原市長

印

年度家庭的保育事業等指導監査の結果について（通知）

児童福祉法第34条の17の規定に基づき次のとおり実施した指導監査の結果、改善を要する事項がありましたので、必要な措置を講ずるよう通知します。

1 当該指導監査について

実施年月日	
対象施設	
指導監査の種別	

2 指導監査の結果について

該当の有無	指導監査結果の区分
<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	別紙のとおり法令等に対する著しい違反がある、又は文書指摘事項に対して改善のための必要な措置が講じられていないため、改善を勧告します。
<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	別紙のとおり法令等に対する著しい違反がある、又は改善勧告事項に対して改善のための必要な措置が講じられていないため、改善を命令します。

（事務担当： ）

【行政不服審査法に基づく審査請求及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟 について】

本決定（事業 制限 命令 又は 事業 停止命令） について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

ただし、正当な理由がない限り、同起算日から1年を経過したときは、請求することができません。また、決定（事業 制限又は停止命令）の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、同起算日から1年を経過したときは、提起することができません。

別紙

年度家庭的保育事業等指導監査指摘事項等

対 象 施 設	
指導監査実施日	

結果の区分	改善を要する事項	改善期限	根拠法令
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

(事務担当：)

年 月 日

様

小田原市長

印

年度家庭的保育事業等の制限又は停止について（通知）

児童福祉法第34条の17の規定に基づき実施した指導監査の結果、児童福祉に著しく有害な状態が確認されましたので、次のとおり事業の（制限・停止）を命じます。

1 当該指導監査について

実施年月日	
対象施設	
指導監査の種別	

2 指導監査の結果について

区分	<input type="checkbox"/> 事業制限命令 <input type="checkbox"/> 事業停止命令 <input type="checkbox"/> その他（ ）
内容	
理由	
根拠法令	
期限又は解除条件	

（事務担当： ）

【行政不服審査法に基づく審査請求及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟 について】

本決定（事業制限命令又は事業停止命令）について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

ただし、正当な理由がない限り、同起算日から1年を経過したときは、請求することができません。また、決定（事業制限又は停止命令）の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、同起算日から1年を経過したときは、提起することができません。

様式第7号（第11条関係）

年度家庭的保育事業等指導監査結果

1 指導監査対象施設の概要

施設類型	
法人名	
所在地	
対象施設	
利用定員	

2 指導監査結果の概要

実施年月日	
監査の種別	
指導監査 結果の区分	
指摘事項	
改善状況	